

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた今後の対応について

区では、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた対応について、これまで検討を重ねてきた。現在の進捗状況及び今後の対応について以下のとおり報告する。

1 国の動向

国では、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントを推進するため、以下のとおり定めている。

(1)自治体情報システムの標準化・共通化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(以下、「標準化法」という。)を成立させ、自治体に対して、標準化法に定める標準仕様書に適合する業務システム(以下、「標準準拠システム」という。)の利用を義務とし、その対応期間を令和7年度までとしている。

(2)行政機関におけるクラウドサービスの利用

国はクラウドサービスの利用を第一候補とし、標準化法では、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの利用を努力義務としている。

2 標準化・共通化に向けた取組の進捗状況

(1)事業者への標準化・共通化対応等についての調査の実施

標準化・共通化の影響を受ける現行事業者に対し、稼働予定時期等の状況を把握するために令和5年3月から4月にかけて、調査を実施した。また、その調査結果をもとに各事業者へヒアリング等を行っている。

その結果、現時点で令和7年度までの対応として、判明していることは以下のとおりである。

ア 標準化対応及び標準化を行うクラウドサービスについて

(ア) 各システムの標準化対応を行うことができると回答しているのは、現在区が利用している事業者のみである。

(イ) 事業者は、ガバメントクラウド上へのみ、標準準拠システムの開発を行う。

(ウ) 事業者は、住民基本台帳等のシステムはA社のみ、それ以外のシステムはB社のガバメントクラウド上へのみ標準準拠システムの開発を行う。

イ 稼働予定時期について

区の情報システムにおいて基礎データを扱う住民基本台帳等のシステムの稼働予定時期が令和8年1月と示された。

(2) 令和7年度からの稼働に向けた対応

現在、各業務所管課において、構築に1年以上かかると見込まれるシステムがあることを考慮し、令和6年度から着手できるよう検討を進めている。

3 今後の対応について

ガバメントクラウド上に提供される標準準拠システムの利用を第一に検討する。しかし、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境の方が、総合的に優れていると判断する場合には、ガバメントクラウド以外のクラウド環境上に稼働する標準準拠システムの利用を検討する。

上記を踏まえ、国が定める期限である令和7年度まで以下のとおり対応を行う。

(1) 標準化対応時期

全ての標準準拠システムは、住民基本台帳のデータを利用している。住民基本台帳のデータを渡すシステムと受け取るシステムは、同時期に稼働を合わせる必要があるため、全ての標準準拠システムの稼働を令和8年1月とする。

(2) クラウドサービスの利用

各事業者により対応するガバメントクラウドが異なるため、区は、2社のガバメントクラウドと統合仮想サーバクラウドサービスを利用することとなる。そのため、クラウドサービス間における通信速度や通信コスト等を考慮し、準備を進める。

(3) 補助金の活用

補助金の要件である、標準化対象業務全てがガバメントクラウドに提供される標準準拠システムを利用することから、デジタル基盤改革支援補助金を活用する。

4 スケジュール

令和5年度	標準準拠システム構築検討
令和6年度	順次、構築開始
令和8年1月	標準準拠システム稼働開始